別図（第８条関係）

丸亀市消防団員証

|  |
| --- |
| 第　　　　号  丸亀市消防団員証  丸亀市消防団○○分団  氏　　名　　 ○　○　○　○  生年月日　　　　 年　　月　　日  交付日　　 　年　　月　　日  上記の者は消防団員であることを証明する  丸亀市消防団長　　　　㊞ |

|  |
| --- |
| 消防団員の遵守事項  １　消防団員は、水火災その他の災害の発生を知ったときは予め　指定する処に従い直ちに出動し、任務につかなければならない。  ２　消防団員は、市民に対し常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め災害に際しては身を挺してこれにあたる心構えを持たなければならない。  ３　消防団員は、職務上知得した秘密を他に洩らしてはならない。  ４　消防団員は、災害現場に参集する等公務に従事するときは　　団員証を携帯しなければならない。 |